



厚生労働省福島労働局 発表

平成 26 年 7 月 25 日

担  
当

福島労働局労働基準部監督課

監督課長 樋口 雄一

監察監督官 針生 達矢

電話 024 ( 536 ) 4602

## 建設業一斉監督指導の結果について

- 239 現場に監督指導を行い、127 現場 ( 53.1% ) に是正勧告 -

- 1 福島労働局 ( 局長 引地 睦夫 ) は、管内における労働災害、とりわけ死亡災害が増加しているため、本年 5 月 12 日から 7 月 31 日までの間、「緊急労働災害防止対策」を実施しています。
- 2 この一環として、6 月に管内の労働基準監督署において「建設業一斉監督指導」を実施しましたが、その結果は、以下のとおりでした。

監督指導を実施した **239 現場のうち、127 現場に労働安全衛生法違反** が認められました ( **違反率 53.1%** )。

法違反の内容を主要事項別にみると、

- |                |              |
|----------------|--------------|
| ・ 元方事業者の講ずべき措置 | <b>70 現場</b> |
| ・ 墜落防止措置       | <b>70 現場</b> |
| ・ 建設機械災害防止措置   | <b>30 現場</b> |
| ・ 作業主任者の選任     | <b>12 現場</b> |

等が認められました。

このうち、労働災害を発生させる危険が高い違反が認められた **28 現場に対し、使用停止等命令** ( 危険な箇所への立入禁止や危険な作業の停止等を命ずるもの ) を行いました。

- 3 福島労働局では、建設工事現場における労働安全衛生法違反については、死亡災害の発生等重大な事態につながる危険性が高いことから、引き続き、建設工事現場に対する重点的な指導を行うこととしています。

添付資料

別紙 1 建設業一斉監督指導結果の概要

表 1 概要

表 2 主要事項別違反現場数

表 3 違反事例

別紙 2 緊急労働災害防止対策実施要綱

## 建設業一斉監督指導結果の概要

表 1 概要

区分	監督指導実施現場数		
		違反現場数	違反率
土木工事	63	28	44.4%
建築工事	151	88	58.3%
その他工事	25	11	44.0%
合計	239	127	53.1%

表 2 主要事項別違反現場数

主要事項	違反現場数				違反率			
		土木	建築	その他		土木	建築	その他
元方事業者の講ずべき措置	70	14	51	5	29.3%	22.2%	33.8%	20.0%
墜落防止措置	70 (26)	4 (1)	64 (25)	2 (0)	29.3%	6.3%	42.4%	8.0%
建設機械災害防止措置	30 (1)	17 (0)	7 (0)	6 (1)	12.6%	27.0%	4.6%	24.0%
作業主任者の選任	12	0	12	0	5.0%	0.0%	7.9%	0.0%
その他	54 (1)	11 (0)	38 (1)	5 (0)	22.6%	17.5%	25.2%	20.0%

(注1) ( )内は法違反が認められたもののうち、使用停止等命令(危険な箇所への立入禁止や危険な作業の停止等を命ずるもの)を行った件数である。

(注2) 1現場で複数の違反が認められることもあるため、表1の違反現場数とは一致しない。

表3 違反事例

主 要 事 項	違反事例
元 方 事 業 者 の 講 ず べ き 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>元方事業者（元請）が関係請負人（下請）及び関係請負人の労働者に対し、労働安全衛生法に違反しないように必要な指導を行っていなかった。</li> </ul>
墜 落 防 止 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ2メートル以上の足場に、手すり、中さんの設置等足場の種類に応じた措置を講じていなかった。</li> <li>高さ2メートル以上の箇所にある開口部に、覆いを設ける等の措置を講じていなかった。</li> </ul>
建設機械災害防止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用していたドラクショベルについて、年に1回検査（特定自主検査）を実施しなければならないのに、実施していなかった。</li> <li>移動式クレーンの巻過防止装置が破損しており、荷を吊り上げ過ぎることにより、移動式クレーンが転倒するおそれがあったにもかかわらず、破損した状態で移動式クレーンを使用していた（使用停止を命じた）。</li> </ul>
作 業 主 任 者 の 選 任	<ul style="list-style-type: none"> <li>軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立等の作業を行う場合に、作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮する等の職務を行う「木造建築物の組立て等作業主任者」を選任していなかった。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上にある作業場所に通じる場所に、労働者が安全に昇降するための設備（階段等）が設けられていなかった。</li> <li>酸素欠乏危険箇所において作業を行う際に、日々の酸素濃度を測定していなかった。</li> </ul>

## 緊急労働災害防止対策実施要綱

### 1 趣旨

福島労働局管内の労働災害による死亡者数は、平成25年が対前年比で5人増加の31人となったが、平成26年に入っても、4月末現在、対前年同期比で5人増の12人と急増している。

また、休業4日以上死傷者数は、平成24年、平成25年と対前年比で2年連続増加し、平成25年の死傷者数2,080人は平成23年比で16.5%の大幅な増加となり、平成18年以来7年ぶりの発生件数となった。

福島労働局では、平成25年度から5年間の第12次労働災害防止計画を策定し、労働災害防止に取り組んでいるが、計画の目標である「平成29年度までに平成24年度と比較して労働災害の死傷者数を15%以上減少させる」観点からも、こうした現状は極めて憂慮すべきものである。

もとより、労働災害発生の防止に最大限の努力を傾注することは事業者の責務である。

加えて、福島県内においては、東日本大震災以降、復旧・復興工事や除染作業に多くの労働者が従事している。災害が増加している製造業、運送業及び第三次産業等を含め、福島県の着実な復興のためには、これを支えるすべての労働者の安全・衛生が確保されることが不可欠である。

このため、5月12日から7月31日までの間、緊急労働災害防止対策を実施し、各事業者及び関係団体と福島労働局・労働基準監督署とが力を結集して、労働災害の未然防止に万全を期すものとする。

### 2 緊急対策実施期間

平成26年5月12日から7月31日まで

### 3 福島労働局・労働基準監督署の主な実施事項

#### (1) 福島労働局

ア 労働災害防止団体等(14団体)に対する緊急要請を行い、労働災害防止の取組みの徹底を求める。

イ ア以外の各種事業者団体、労働団体、各種工事の発注機関等計48機関に対しても、労働災害防止についての協力を要請する。

ウ 局幹部による安全パトロールを実施する。

エ あらゆる機会をとらえて、広く県民に対して労働災害防止について啓発を図る。

(2) 各労働基準監督署

- ア 事業場に対する監督指導等を強化する。特に災害が多発している業種に対し、下記4の対策の徹底を指導する。
- イ 関係事業者が参集する機会をとらえて、労働災害防止対策の徹底を要請する。
- ウ あらゆる機会をとらえて、広く地域住民に対して労働災害防止について啓発を図る。

4 主な業種ごとの対策

(1) 建設業

- ア 三大災害（墜落・土砂崩壊・重機）防止対策の徹底
- イ 工事現場の安全管理体制、安全点検体制の確立、整備
- ウ 熱中症予防対策の徹底

(2) 陸上貨物運送業

- ア 交通労働災害防止対策の徹底
- イ 荷役作業における労働災害防止対策の徹底
- ウ 適正な労働時間等の管理及び運行管理の徹底

(3) 製造業

- ア 安全な機械の採用及び使用の徹底
- イ 雇入れ時等の安全教育の徹底
- ウ 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し

(4) 林業

- ア 安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底
- イ 間伐作業での安全対策の徹底
- ウ 経験の浅い労働者に対する安全衛生教育の徹底

(5) 第三次産業

- ア 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底のための職場内の危険個所の特定、改善の実施
- イ 重量物取扱い作業、介護作業時の腰痛予防対策の徹底
- ウ 職場の4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、危険予知活動の推進